

滝沢市骨髄ドナー支援事業

骨髄ドナー又は 骨髄ドナーが勤務する事業所へ 支援をします。

対象となる方・補助金額

◎以下の要件をすべて満たす必要があります。

【骨髄ドナー】	【骨髄ドナーが勤務する事業所*】
<p>≪要件≫</p> <ol style="list-style-type: none">① 骨髄等提供日において、滝沢市内に住所を有していること② 国、地方公共団体等が実施する他の制度により、骨髄等の提供に係る補助等を受けていないこと <p>≪補助金額≫</p> <p>骨髄等の提供に要する通院・入院等に対して <u>1日2万円（上限7日間の14万円とする）</u></p>	<p>≪要件≫</p> <ol style="list-style-type: none">① 骨髄等提供日において、滝沢市内に住所を有している当該骨髄ドナーが、勤務する事業所であること② 当該骨髄ドナーが、国、地方公共団体等が実施する他の制度により、骨髄等の提供に係る補助等を受けていないこと <p>≪補助金額≫</p> <p>骨髄等の提供に要する通院・入院等でドナー休暇取得に対して <u>1日1万円（上限7日間の7万円とする）</u></p>

※骨髄ドナー（個人事業主を除く。）が勤務する事業所（国、地方公共団体、独立行政法人を除く。）がドナー休暇制度を設け、ドナー休暇の取得を認めている場合には、当該事業所を補助対象とします。

申請に必要な書類

- ① 滝沢市骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書（骨髄ドナー用）（様式第1号）又は滝沢市骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第2号）
- ② 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと又は中止したことを証する書類
- ③ 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髄等の採取のための手術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康被害に係るものを除く。）したことを証する書類
- ④ 骨髄ドナーとの雇用契約を証する書類※
- ⑤ 就業規則等のドナー休暇を導入していることを証する書類※
- ⑥ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ⑦ 振込先金融機関口座確認書類（通帳、キャッシュカード等）
- ⑧ 印鑑

申請書類は滝沢市公式HP（QR）からダウンロードできます

※④・⑤の書類は、申請者が事業所の場合に限る。

申請期限

骨髄等提供日から6カ月以内に申請が必要です。ただし、やむを得ない事由により期限内に申請できなかった場合は、担当課までご相談ください。

※裏面もご確認ください。

<用語の定義>

- **骨髄等**：移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞
- **骨髄バンク**：公益財団法人日本骨髄バンク
- **骨髄ドナー**：骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供を行った者（最終同意後において医師の指示、災害、病気その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合の理由により骨髄等の提供が中止になった者を含む。）
- **ドナー休暇**：国内の事業所において、当該事業所の従業員である骨髄ドナーが、骨髄等を提供するまでに要する検査、面談、入院等のために休暇を取得した場合、事業所が定める有給による特別休暇として認められたもの
- **骨髄等提供日**：骨髄等の採取が完了した日又は最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止になった場合は最終同意をした日

手続きの流れ

① 申請（申請者様）

表面に記載されている「申請に必要な書類」をそろえて、健康づくり課に提出（郵送可）してください。

② 受理（市）

ご提出いただいた書類の内容を審査します。
必要な要件を満たしていれば、交付を決定します。

③ 交付決定の通知（市）

滝沢市骨髄ドナー支援事業補助金交付決定通知書により、申請者に文書で通知します。

④ 請求書の提出（申請者様）

交付決定通知書に同封している「滝沢市骨髄ドナー支援事業補助金請求書」に記入・押印の上、健康づくり課に提出（郵送可）してください。

⑤ 補助金の交付（市）

請求書の内容を審査し、適正であると認めた場合は、申請者の指定した口座へ補助金を振り込みます。
（振込日の指定はできません）

申請先・お問合せ先

- ▶ 滝沢市 健康こども部 健康づくり課
住所：〒020-0692 滝沢市中鶴飼55番地
電話：019-656-6527(直通)